

閣情星第2086号 令和6年10月24日

防整サ第24134号 令和6年10月24日

帯における周波数共用に関する合意書

内閣衛星情報センター（以下「甲」という。）及び防衛省・自衛隊（以下「乙」という。）は、
帯（以下「帯」という。）を用いる、一次業務（平成27年総務省告示第56号に基づく）である甲の無線局と、同周波数帯を用いる乙の陸上、海上及び航空移動体の無線局（以下「移動局」という。）との周波数共用に関し、以下のとおり合意する。

第1条（混信の防止）

乙は、甲の無線局に混信を生じさせないよう総務省による承認条件を遵守し、帯を用いる移動局を運用するものとする。また、乙は本合意書（本合意書に付属する別紙1から別紙4までを含む。以下同じ。）の内容についても遵守し、甲の無線局との間で混信の発生を防止するものとする。

- 2 本合意書に疑義が生じた場合又は乙の移動局の影響により甲の無線局に混信が発生したと認められる場合は、甲乙信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

第2条（対象無線設備の諸元）

与干渉側となる乙の帯を用いる移動局の諸元は、別紙1「与干渉諸元」のとおりとする。

第3条（平時の運用）

乙は、別紙2、別紙3及び別紙4「与干渉側の」（以下「」という。）に基づき帯を用いる移動体を運用するものとする。

- 2 に規定する内容を変更しようとする場合は、甲の無線局に対し混信を生じさせないよう、事前に机上での確認を行うものとする。また、乙は甲の合意及び必要な協力を得た上で、電波発射を伴った実証確認を行えるものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の規定に基づく事前確認及び実証確認の結果を踏まえ、の変更に向けた協議を行うことができる。

第4条（緊急時の運用）

緊急時の場合においては、乙は帯を用いようとする陸上及び海上移動局の運用を行おうとする場所、日時、その他移動局の運用に係る内容を甲に通知し、甲乙が協力して事前確認及び実証確認を行った上で、甲が認めた場合に限り当該移動局の運用を行うことができる。

- 2 緊急時の場合においては、乙は帯を用いようとする航空移動局の運用を行おうとする場所、日時、その他航空移動局の運用に係る内容を甲に通知し、甲の承認を得た上で運用を行うことができる。

第5条（連絡窓口）

甲及び乙は、本合意遂行のための連絡窓口担当者を別紙5のとおり定める。なお、連絡窓口担当者が異動等により変更される場合は、変更する当事者が相手方に対し速やかに通知する。

第6条（守秘義務）

甲及び乙は、本合意書に基づき相手方から開示される資料又は情報等について、本合意書に係る業務目的のみに使用し、相手方の許可なく公表等を行ってはならない。

合意書の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和6年10月24日

甲 東京都新宿区市谷本村町9-13
内閣官房 内閣情報調査室
内閣衛星情報センター 技術部 企画課長

乙 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省 整備計画局 サイバー整備課長

与干渉諸元

乙が使用する移動局の与干渉諸元を表 1 に示す。

なお、表 1 の与干渉諸元は、干渉検討に用いるため、代表となる局種別に整理し、その最大値を示したものであり、今後、実装備品の設計データ、実測データなどに見直すものとする。

表 1 与干渉諸元

局種別	陸上移動	海上移動	航空移動
対象周波数 (MHz)			
適応範囲・設置場所			
最小仰角 (度)			
主軸利得 (dBi)			
放射特性			
空中線入力電力密度 (dBW/Hz)			
偏波			

[1] : 甲乙の合意した機種についてのみ適用

[Redacted]

[Redacted] 帯における乙の移動局の [Redacted] を以下に示す。

表 2 [Redacted]

局種別 被干渉局[1]	陸上移動	海上移動	航空移動
[Redacted]			

注 1

[Redacted]

表 3 見通し距離と電波の [Redacted] (合意した機種)

中心地点	見通し距離 [km]	[Redacted] [m]
[Redacted]		

注 下線部は小数点以下を示す。

表 4 見通し距離と (合意した以外の機種)

被干渉局を 中心とした地域	飛行高度(m)
なお、飛行高度に応じた電波見通し距離については、次式により定義する。 飛行高度 以上の電波見通し距離についても次式により定義される。 電波見通し距離 $d = 4.12(\sqrt{h1} + \sqrt{h2})[km]$ なお、局の地上高を h1[m]、飛行高度を h2[m]とする。	
h1 について は右のとおり	

[REDACTED]

[REDACTED]帯における乙の移動局の[REDACTED]を以下に示す。

表5 [REDACTED]

局種別 被干渉局[1]	陸上移動	海上移動	航空移動
[REDACTED]			

注1

[REDACTED]

表6 [REDACTED]

[REDACTED]

表7 陸上移動局の[REDACTED]

地点	経度 (度.分.秒)	緯度 (度.分.秒)	設置条件 (アンテナ高)	実証日	器材 ^[1]
[REDACTED]					

[1]: 器材の略称

[2]: 実証日から5年を超えない時期に、乙は甲の協力を得て実証確認を行い、[REDACTED]

[3]: 上記[2]の時期に関わらず、設置地点周辺状況、設置条件、器材又は伝搬路の条件（地形等）等に変更が生じた場合、上記[2]と同様に実証確認を行い、[REDACTED]

表8 見通し距離と電波の (合意した機種)

中心地点	見通し距離 [km]	[m]

注 下線部は小数点以下を示す。

表9 見通し距離と (合意した以外の機種)

飛行高度(m)	
被干渉局を 中心とした地域	
なお、飛行高度に応じた電波見通し距離については、次式により定義する。 飛行高度 以上の電波見通し距離についても次式により定義される。 電波見通し距離 $d = 4.12(\sqrt{h1} + \sqrt{h2}) [km]$ なお、局の地上高を h1[m]、飛行高度を h2[m]とする。	
h1 について は右のとおり	

[REDACTED]

[REDACTED] 帯における乙の移動局の [REDACTED] を以下に示す。

表 10 [REDACTED]

局種別 被干渉局[1]	陸上移動	海上移動	航空移動
[REDACTED]			

注 1 [REDACTED]

表 11 見通し距離と [REDACTED]

飛行高度(m) 被干渉局を 中心とした地域	[REDACTED]
なお、飛行高度に応じた電波見通し距離については、次式により定義する。 飛行高度 [REDACTED] 以上の電波見通し距離についても次式により定義される。 電波見通し距離 $d = 4.12(\sqrt{h1} + \sqrt{h2})[km]$ なお、局の地上高を h1[m]、飛行高度を h2[m]とする。	
h1 について は右のとおり	[REDACTED]

連絡窓口

甲：内閣官房 内閣情報調査室 内閣衛星情報センター技術部企画課 無線局管理担当

T e l : 0 3 - 3 2 6 7 - 9 6 1 2

乙：防衛省整備計画局サイバー整備課 電波監理担当

T e l : 0 3 - 3 2 6 8 - 3 1 1 1 (内 2 1 3 4 1)

改定履歴

日付	改定理由
平成 2 9 年 3 月 3 1 日	制定 閣情星第 8 5 6 号 / 防整情第 5 0 0 1 号
平成 3 0 年 9 月 2 8 日	 航空移動局の緊急時の運用に関する条項を追加 閣情星第 2 5 0 4 号 / 防整情第 1 5 2 8 9 号
令和 6 年 1 0 月 2 4 日	